

## 【マチカネポイントアプリ】

### （質問）

マチカネポイントアプリについて伺います。まずは、あらためてマチカネポイントアプリを導入した経緯と目的を教えてください。また、現在のアプリの登録者数を教えてください。さらに、昨年度のアプリ登録者の増加数を教えてください。

### <答弁>

マチカネポイントアプリにつきましては、新型コロナウイルス感染症の大流行を契機に、市内での消費喚起やキャッシュレス化の推進のほか、本市事業への参加者拡大や市政情報のきめ細やかな発信など、様々な効果を期待して導入したものでございます。現在のアプリ登録者数は約12万1千人となっており、昨年度当初の登録者数が約8万人であったことから、昨年度からのアプリ登録者数の増加は約4万1千人となっております。

### （質問）

昨年度、マチカネポイントに上限5万円とするチャージ機能を追加されましたが、チャージをされた方の数を教えてください。また、チャージの際に5%のポイントを上乗せすることになっていましたが、その予算額と執行額（執行率）を教えてください。

### <答弁>

昨年度のチャージ利用者数は6683人となっております。チャージに係る予算額は1億4千万円で、執行額は1435万2050円、執行率は10.2%となっております。

### （質問）

アプリ登録者数が約12万1千人で、昨年度からのアプリ登録者数の増加が約4万1千人に対し、昨年度のチャージ利用者数は約6700人と、チャージ機能の利用がかなり低調のようですが、その要因をどのように分析されているのでしょうか。また、これまで、市としてマチカネポイントのチャージ機能の利用促進策として実施されてきたことがあれば、あわせて教えてください。

### <答弁>

チャージ機能の利用が低調であったことにつきましては、チャージによる上乗せが5%であったことに対し、昨年度の商品券事業でのプレミアム率が40%と非常に高かったことから、チャージに対するお得感が創出できなかったことが要因ではないかと考えております。

これまでのチャージ機能の利用促進策としましては、昨年7月31日のチャージ開始にあわせて、広報とよなかや市ホームページ、市公式 SNS、アプリでのプッシュ通知などに加えて、スマホ操作説明会での個別案内や生活応援給付金対象者への郵送物にチラシを同封する等、様々な媒体や機会を通じて継続的な広報活動を実施してまいりました。

**(質問)**

マチカネポイントは、基本的には市内のお店での利用が想定されているかと思いますが、キャッシュレス決済は店舗以外でも広く浸透してきており、マチカネポイントもより柔軟かつ多様に利用できるようにしてはと考えます。例えば、野球場やテニスコート、プール等の体育施設の使用料、市民ホールや公民館等の市有施設、市有施設の駐車場の使用料、住民票や戸籍謄本の写しの手数料、更には、シェアサイクルの使用料など、他にもまだまだ考えられるかもしれませんが、こういったものにもマチカネポイントでの支払いを可能にできないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

市有施設の使用料などのマチカネポイントでの支払いにつきましては、現在、デジタル戦略課と連携しながら全庁的な調整を進めており、準備が整った部局から順次、マチカネポイントでの支払いを可能にする予定です。

**(質問)**

今年度も同様の予算が計上されていますが、年度が明けてもチャージ機能は利用停止されています。市内の消費喚起とキャッシュレス化の推進を図る目的で導入されたことを考えると、一刻も早くチャージ機能を再開させるべきと考えますが、見解をお聞かせ下さい。一方で、チャージ機能の利用停止を余儀なくされたのは、不正利用とみられるクレジットカード情報によるチャージがあったことと認識していますが、対応策は見つかったのでしょうか。今後のクレジットカードでのチャージについて、どのように考えておられるのか、併せて見解をお聞かせ下さい。

**<答弁>**

今年度のチャージにつきましては、クレジットカード決済の再開とあわせて準備を進めており、6月25日の開始を予定しております。

なお、クレジットカード決済によるチャージ再開に向けましては、3D セキュアと呼ばれる本人認証機能を必須とすることにより、セキュリティの強化を図ってまいります。

**(意見・要望)**

今年度のチャージ機能については、クレジットカード決済の再開とあわせて、6月25日に開始されるとのことで理解しました。また、市有施設の使用料などへのマチカネポイントでの支払いについては、全庁的に調整を進め、準備が整った部局から順次、可能にしていくとのことで、ぜひ、可能な限り、多様な場面や機会にマチカネポイントアプリを使用できるようにして頂きたいと要望しておきます。一方、チャージ機能の利用促進策として、様々な媒体や機会を通じての広報活動を挙げられましたが、チャージ利用者数を鑑みると、あまり効果が出ていないように感じます。現在のアプリ登録者数は約12万1千人とのご答弁がありましたが、市民の方々と話をすると、登録者数のわりには、マチカネアプリを知らない方が結構おられる

ように感じています。あらためて、様々な機会、媒体を活かして、アプリに対する市民の認知度向上に努めて頂きたいと要望しておきます。また、チャージ機能の利用が低調だった要因として、「商品券事業でのプレミアム率と比較すると、チャージによる上乗せ5%が非常に少なく、チャージに対するお得感が創出できなかったこと」を挙げられておられました。そう分析されておきながら、広報とよなか6月号には「マチカネポイントチャージで5%ポイント付与」と題して、お知らせが掲載されていました。例えば、「マチカネポイント、チャージで2500円、使って2000円もれなくゲット」のように、付与される率(5%)よりも、付与される金額を強調するなど、マチカネポイントのチャージや利用に、少しでも興味・関心を惹き、お得感を生じさせる打ち出し方を、広報戦略課等と共に考えて頂きたいと要望しておきます。

## 【入札参加停止基準】

### （質問）

入札参加停止基準について伺います。まずは、本市の入札参加停止基準の実施目的と基準は何を根拠に策定されたのか、教えて下さい。また、平成18年度以降、何度か見直しが行われていますが、どのような経緯や理由で見直しが行われてきたのか、教えて下さい。

### <答弁>

市が発注する公共調達において、その契約の相手方としてふさわしくない業者を契約手続きから排除すること、また、不正・不誠実な行為の抑制や再発の防止を目的に、入札参加停止基準の運用を実施している。当該基準の策定にあたっては、発注機関相互の連絡調整等を行う、各省庁等の主要公共工事発注者から構成される「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」により示された指名停止モデルを参考としている。平成18年度以降の見直しについては、指名停止モデルの見直しを追随するほか、社会情勢等の変化に対応した適用範囲の拡大や入札参加停止措置の強化を行ってきたものである。

### （質問）

具体例を挙げて、いくつか質問します。今年1月から2月にかけて、(仮称)中央図書館第一優先候補地の調査等支援業務における受託候補者の選定がされました。受託候補者に選定された事業者は、予算案が承認された後の3月末に「不適切な原価管理に関する社内調査の中間報告について」と題して、調査報告書を公表されました。それによると、受託業務が赤字となることを避ける目的で、別の業務に原価を付け替えるという事案が発覚したことに伴い、社内調査を実施した結果、2021年度から2023年度にかけて、予算権限のある管理職832名中65名が原価付け替えを実施、指示又は協力していたことが確認されたとのこと。また、昨年8月には、同事業者の社員が建設コンサルティング事業の外部発注で不正取引をしていたことが報道されています。これらのことは、事業者選定の際に、どのように評価や判断がなされたのでしょうか。また、入札参加停止基準に照らし合わせて、何の問題も無かったのか、併せて教えて下さい。

### <答弁>

今回の支援事業の募集については、公募型プロポーザル方式での募集要項を令和6年1月18日付けで公表し、その時点において本市の入札参加停止措置を受けていないことや地方自治法施行令の所定の規定に該当しないことなど、応募事業者の参加資格要件を示しております。また、同じく事前に公表した審査項目の1つとして、本市の他行政省庁から過去3年間、入札参加停止等の処分歴がある場合は、配点を減ずるものとしております。当該事業者は、本事業の参加資格要件を満たしていたことから、所定の審査項目等に基づき提案書等を適正に審査し、委託事業者に選定したものでございます。ご質問の原価の付け替えは、付け替えた原価を上乗せして発注者に請求したのではなく、受託した各事業について社内で原価管理を行う過程において、付替処理がなされていたものです。外部発注の不正取引についても、現時点では監督官庁から処分等を受けたり、不正をした者が

逮捕等をされたりしている状況は、確認されておられません。このことから、本市の入札参加停止基準に照らし合わせても、抵触するものではないと考えております。ちなみに、本市発注の事業において付け替えはなかったことを確認しています。

#### (質問)

豊中市の事業には原価付け替えをしていないことを確認されたとのことですが、そのことをどのようにして確認されたのでしょうか。そもそも、豊中市の事業には行われていなかったとしても、原価付け替えを常態的に行う事業者に委託することを問題ないと判断された理由を教えてください。さらに、議会での審議の際に、本事案の説明や情報提供は全くありませんでしたが、事業者選定の際に、当該事業者からは事前の情報提供や説明はあったのか、教えてください。

#### <答弁>

本市事業に原価付け替えをしていないことの確認につきましては、事業者から口頭で説明頂くとともに、文書を頂いております。事業者選定の際に事業者から当事案について情報提供や説明はありませんでしたが、先程も申し上げましたように、原価の付け替えは受託した各事業について社内で原価管理を行う過程において、付替処理がなされていたものです。社内のコンプライアンスにおいて問題があったため、関係者は適正に処分され、再発防止策を講じていくことを示されています。本市の入札参加停止基準にも抵触しておらず、委託事業者としても問題ないものと考えております。

#### (意見・要望)

今回、取り上げました受託業務の原価の付け替えや外部発注の不正取引に関しては、「本市の入札参加停止基準に抵触しておらず、委託事業者として問題ないと考えている」とご答弁がありました。確かに、現状の入札参加停止基準に抵触しておらず、抵触していない限り、委託事業者として問題ないとするは一定理解します。また、本市発注の事業における付け替えは無かったとのことですが、一方で、当該事業者自身がコンプライアンスに問題があったことを認め、内部で処分までされ、再発防止策も示されています。そもそも、入札参加停止基準は、答弁にもあったように、不正・不誠実な行為の抑制や再発の防止を目的に実施されているものです。あらためて、そのことを踏まえ、今後も引き続き、公平公正かつ厳格な入札や事業者選定、契約手続きが履行されるよう、柔軟に適用範囲の見直しや入札参加停止措置の強化を図って頂くことを要望しておきます。

## 【不登校児童生徒の健康管理】

### （質問）

不登校児童生徒の健康管理について伺います。まずは、小中学校の健康診断で実施されている検査項目を教えてください。

### <答弁>

学校保健安全法施行規則第6条に基づき身長及び体重から、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、視力及び聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、尿などについて検査を実施しております。

### （質問）

児童生徒が健康診断当日に欠席した場合、どのような対応がとられているのか、教えてください。

### <答弁>

各家庭で学校医の医療機関を個別に受診するよう案内を行っております。

### （質問）

様々な理由や事情で不登校となった児童生徒が、決められた日時に学校を訪れ、集団の中で健康診断を受けることは容易なことではないかと思いますが、どれくらいの児童生徒が学校での健康診断を受診しているのか、教えてください。また、集団での受診が困難な児童生徒には、どのような対応がされているのか、教えてください。

### <答弁>

教育委員会では、学校・学校外の区分ごとの受診者数を検査項目ごとにすべて把握している訳ではありませんが、例えば、令和5年度の心電図検査における割合では98.6%が学校で受診されており、大半の児童生徒が学校で健康診断を受診していると考えています。集団での受診が困難な児童生徒の対応といたしましては、集団健診の時間帯の前後に時間をずらして学校で受診するか、或いは各家庭で学校医の医療機関等を個別で受診して頂きます。

### （質問）

ご答弁では、概ね1.5%（約450人）の児童生徒が学校での健康診断を受診されていないと推計されます。それでは、不登校児童生徒をはじめ、学校での健康診断を受診できない児童生徒の健康管理や把握は学校及び教育委員会において、どのように行われているのか、そもそも、毎年、全ての児童生徒の健康管理や把握ができているのか、教えてください。

<答弁>

児童生徒の健康状態については各学校にて管理しており、未受診者に対しても受診勧奨を行うなど、学校において健康状態の把握に努めております。しかしながら、不登校などの事情により把握が困難な場合もあり、全ての児童生徒の健康管理の把握には至っていない状況です。まずは、教育委員会から各校に受診状況の照会を行うなどし、定期健康診断の受診実態の把握に努めたいと考えています。

(質問)

健康診断は医療保険の対象外で費用や時間の負担が課題と伺っていますが、教育委員会の認識と見解をお聞かせ下さい。また、学校での健康診断が受診できないため、学校外の医療機関で健康診断を受けさせている家庭もあるようですが、そのような実態は把握されているのでしょうか。

<答弁>

健康診断における課題につきましては、各世帯で個別に健康診断を受診する場合には費用面・時間面での負担が発生するため、今後も学校での集団の健康診断を主軸とした取組みが重要と考えています。学校外での受診の実態を全て把握している訳ではありませんが、学校外で受診することになるご家庭には、費用負担が無い学校医の医療機関を受診するよう案内する一方で、万一、学校医以外の医療機関等で受診された場合には、当該児童生徒の健康状態を把握するため、保護者には受診結果の提出を求めています。

(質問)

吹田市では、自分の学区以外の学校医でも保護者の費用負担なく受診可能だそうですが、本市でも同様の対応がとられているのか、教えて下さい。そもそも、まずは、不登校児童生徒を中心に、学校外での健康診断の受診実態を調査、把握して頂きたいと思いますが、少しでも健康診断を受診しやすくするため、学校医以外の医療機関等での受診であっても、費用負担を無くすことは出来ないのか、見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

本市では、自分が通う校区の学校医の診療所にて受診された場合に限り、費用負担なく受診することができます。これは、学校医の職務が単に健診を実施するだけでなく、担当校における児童生徒全体の保健衛生に関わる指導助言を行う立場にあることから、原則担当する学校医にて受診することを推奨しているためです。このような背景から、現状では校区の学校医以外での健康診断における費用助成は実施していませんが、学校への照会などの結果から学校医への受診の状況が低調な傾向が続くような場合には、受診率向上に向けた検討を行う必要があるものと考えております。

### **(意見・要望)**

健康診断の受診有無は、児童生徒の学校での生活だけでなく、日常生活や、将来の生活にも影響を及ぼしかねないと考えます。今日、様々な理由や事情で通学できない児童生徒、色んな課題を抱える児童生徒が増加する中で、まずは、そういった児童生徒も含めて、全ての子ども達の健康管理や把握を的確に行って頂くことを強く要望しておきます。加えて、少しでも健康診断の受診率の向上を図り、全ての子どもたちの健康を支える仕組みの一つとして、校区外の学校医での健康診断における費用助成を実施するなど、学校外でも少しでも健康診断を受診しやすくする機会や環境を作ることを、積極的かつ前向きにご検討頂くことを要望しておきます。



## 【小学校の開門時間の繰り上げ】

### （質問）

小学校の開門時間の繰り上げについて伺います。まずは、直近の利用申込者数の合計を教えてください。また、事業開始から今日までの実利用者数の1日平均を教えてください。さらに、利用申込者数の最大値と最小値、実利用者数の1日平均の最大値と最小値を教えてください。

### <答弁>

6月10日時点での利用申込者数は、全39校で800人となっております。この間の実利用者数は1日1校あたり平均で1.9人です。その内訳としては、4月は平均1.6人、5月は2人、6月は6日間で2.4人となります。利用申込者数の最も多い学校は56人、最も少ない学校は3人です。実利用者の1日1校当たり平均の最大値は7.5人、最小値は0人です。

### （質問）

利用申込者数と比較して、1日の平均実利用者数に大きな乖離があることを、どのように分析され、評価されているのか、課題認識と併せて見解をお聞かせ下さい。そもそも、本事業開始後、事業を利用した保護者や児童から感想や意見は聴取されてきたのか、同様に、利用申込はしているものの、実際には利用されていない方にアンケートは実施されてきたのか、もしくは、今後、それぞれの方々へのアンケートの実施は予定されているのか、教えてください。申込者数と実利用者数の乖離を減らすため、例えば、放課後子どもクラブでは同様の乖離は見られないことを参考にして、本事業についても少額でも利用料を徴収するなどの工夫や対応策は検討されないのか、あわせて、見解をお聞かせ下さい。

### <答弁>

利用申込者のなかには、急な早朝出勤など万一の場合に備えて申込みをされている方も多くいるため、実利用との乖離が生まれているのではと推測しています。実際、朝早くから家族を病院に連れていく必要が生じたために、臨時的にこの事業を利用したいとの問合せもありました。近日中には利用申込者全員へのアンケートを行い、その要因等の把握に努めてまいります。なお、利用料の徴収については、放課後の校庭開放の場合と同様、あくまで見守りだけのサービスであり、現状では有料化は難しいと考えております。

### （質問）

未だに実利用者総数がゼロ、もしくは、数人しかいない学校もあるようですが、どのように評価されているのでしょうか。小1の壁の解消を目的に開始された事業ですが、利用実績がそれほど多くないことは、小1の壁に悩んでおられる方が、市が想定していたほど、おられないということなのか、本事業の利便性が悪いから利用控えが起きているのか、見解をあわせて教えてください。また、今後も全校実施を維持し続けるのか、それとも見直しも検討されるおつもりがあるのか、見解をお聞かせ下さい。

#### <答弁>

実際に利用がなかったとしても、事前に申込をされた方については、少なくとも事前申込という意思表示をされている点で、「小1の壁」について何らかの懸念を抱いておられ、本事業に関心を寄せられているものと認識しています。実利用との乖離の要因や事業の利用要件等については、アンケートを通して把握に努め、改善点を探ってまいります。

すべての校区で一律の見守り体制を維持することは、いつでも対応してもらえる安心感を保護者に提供できているものと認識していることから、当面は、実利用者数の多寡にかかわらず、全校区での見守り体制を維持していきたいと考えております。

#### (質問)

本事業開始後、通常の開門時間である8時までに、本事業を利用しない児童が登校してきた場合は、どのような対応をされているのでしょうか。また、多い学校では、どれくらいの児童が通常の開門時間前に登校しているのか、教えて下さい。本事業の参加児童とそうでない児童が混在して、混乱やトラブルが生じたりはしていないのでしょうか。さらに、本事業の開始の前後で、通常の開門時間である8時より前に登校する児童が増加したといったことは生じていないのか、教えて下さい。

#### <答弁>

未登録児童が登校時間である8時以前に登校してきた場合は、校門の中、敷地内に入って頂くようにしていますが、その人数は、把握しておりません。委託先の警備事業者や学校からは、登録児童との混在による混乱やトラブルがあったとの報告は受けておりません。本事業の開始により、登校時間前に登校する児童が以前より増えたといった状態は確認しておりません。

#### (質問)

登校時間前に登校する児童が以前より増えたといった状態は確認していないとのことですが、少し、実態把握が不十分ではないかと思えます。実際、今月に入って、娘の通う学校から、「登校時間厳守のお願い」と題した通知が来ました。内容としては、8時前に登校している児童が増えており、8時前の登校時の安全確保や登校後の怪我やトラブルへの対応が困難なため、登校時間の厳守に協力を求めるものでした。そもそも、未登録児童が登校時間である8時以前にどのくらい登校されているか、人数は把握していないとのことでしたので、まずは、各学校で登校時間である8時以前にどのくらいの児童が登校しているのか、人数把握をするようにして頂きたいと要望しておきます。一方、本事業の参加児童の登校時間について、時間帯別で把握をされていれば、教えて下さい。例えば、7時に、また、7時15分までに、さらに、7時30分までに登校している児童は利用児童全体のどれくらいの割合なのか、それぞれ教えて下さい。

**<答弁>**

児童ごとの登校時間については把握していません。

**(質問)**

より効果的、効率的な事業を展開していくためにも、ぜひ、参加児童の登校時間について、詳細を調査して頂きたいと要望しておきます。

予算審議の際に、障がいのある児童等の利用があった場合の対応について伺いましたが、障がいのある児童や何らかの配慮が必要な児童の利用申込や実際の利用や問い合わせは、なかったのか、あった場合、どのような対応をとられてきたのか、教えて下さい。

**<答弁>**

教育委員会で把握している限りでは、これまでに2件の問い合わせの電話がございました。1件は利用要件等についての匿名の問合せでした。障害のある児童等に関しては、本事業開始前から児童の心身の状況に応じ、各学校において個別に対応いただいているところであることから、学校と協議・検討していくこととなる旨を説明しました。もう1件は、軽度の障害がある児童の保護者からの相談でした。学校にも確認したところ、特に何ら介助を要しない程度だとのことであり、通常の利用をご案内しました。

**(質問)**

本事業開始後、見守り員の方や教職員の方からの感想や評価などの意見集約をされていれば、教えて下さい。予算審議の際には、本事業により、教職員の負担は生じさせないと答弁されていましたが、通勤時間が早まったり、本事業に参加の児童や保護者からの相談を受けたりするなど、実際に、教職員の負担は一切生じていないのか、実態を教えて下さい。

**<答弁>**

見守り員や教職員からの意見集約は現時点においては行っておりません。また、本事業は市教委の責任のもと実施しており、教職員への負担が増えたとは考えておりません。

**(質問)**

本事業を、ほぼ毎日、利用されているご家庭もあるかと思えます。そういった家庭の多くは、3期休業中は、放課後こどもクラブをご利用されるのではないかと推測しますが、3期休業中は現状、7時45分の開門となっているかと思えます。開門時間の繰り上げが、小1の壁の解消を図る目的で開始されたことを考えると、3期休業中も、開門時間の繰り上げが必要になるのではないかと考えますが、見解をお聞かせ下さい。

参考までに伺いますが、今年の4月1日以降、始業式までの間、放課後こどもクラブを利用された児童で、開門前に校門前で待っていた児童の存在は確認されたのでしょうか。また、利用された家庭から、開門時間の繰り上げ等の要望はあったのでしょうか。さらに、これまで

に、3期休業中の放課後子どもクラブの利用家庭から、開門時間やクラブの開設時間の繰り上げの要望はどれくらいあったのか、教えて下さい。

#### <答弁>

本事業の実施にあたっては、事前登録者数や実利用者数の予測が困難で、想定される経費も多額であったことから、まずは学校開業期間中の実施を判断したものです。今後の事前登録者へのアンケートにより、3期休業中の利用ニーズについても把握してまいります。4月1日以降に放課後子どもクラブ利用に際し、開門時間までに校門前で待っていた児童の存在は確認しておりません。また今までのところ、放課後子どもクラブの利用家庭から開門時間やクラブ開始時間の繰り上げ要望は聞いておりません。

#### (意見・要望)

教育長は、本事業の実施に際し、「スタート段階でのやり方や仕組みが完成形ではない。事業を実施継続していく中で、現場で生じる様々な課題を把握し、保護者の意見も頂きながら、よりよい形を目指して、見直しを検討するなど、柔軟に対応していきたい」と述べられました。まずは、細かな実態や意識の把握を行うため、利用申込者や利用者はもちろんのこと、見守り員の方や教職員の方々からも、詳細なアンケート調査、聞き取りをして頂きたいと強く要望しておきます。また、利用児童の学年別人数、利用頻度や登校時間帯など、細かなデータの把握もして頂き、詳細な分析を行って頂くことを要望しておきます。また、本事業のニーズが3期休業中は全く無くなるとは考えにくいと思いますので、ニーズの把握に加えて、今後の対応策についてもご検討頂くことを要望しておきます。詳細な実態や意識の把握、分析を行った上で、ぜひ、保護者にとって、また、子どもたちにとって、よりよい形になるよう、さらには、市にとって、効率的効果的な事業となるよう、柔軟に対応して頂くことを、あらためて要望しておきます。